

(1) 歳出改革(主要分析事業)

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|--------------|--|-------------------|---|-------|----|-------------------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 1 | 市町村振興補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度から、より市町村の自律化を重点的に支援する制度(「市町村の自律化に向けた体制整備」や「行財政基盤の強化」への取組みを支援)に改正し、それを踏まえた算定項目を新たに設定 ○ 3年後の25年において、制度の目的に沿って、本補助制度が十分にその役割を果たしているか効果検証を行う | 22年度 (25年効果検証) | (新たな算定項目の設定) | | | 総務部 市町村課 |
| | | | | (22年度) ・22年度算定項目により交付限度額を算定し、対象市町村に対して補助金を交付 (23年度) ・23年度算定項目を市町村に対して公表 ・23年度算定項目に義務教育分野における先駆的な取組を追加 ・市町村の意見も踏まえ、25年からの制度見直しを検討 (24年度) ・24年度算定項目を市町村に対して公表 ・24年度算定項目に中核市(移行)支援を追加 ・市町村の意見も踏まえ、25年からの制度見直しを検討 (25年度) ・補助金を一層効果的なものとするため、市町村の自主性をより尊重するという観点から、市町村自らが設定した目標の達成状況に応じて補助金を配分する仕組みを新たに導入 | | | |
| | | | | 実施済 | | | |
| 2 | 市町村施設整備資金貸付金 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権をすすめる観点から、自治体経営に必要な資金調達は地方公共団体自らの責任において行うことが基本 この間、国の地方債制度も充実(対象事業の範囲や充当率)してきており、資金調達にあたっては、原則として既存の制度を活用すべきであるが、市町村のセーフティネットとして、当該貸付金が担ってきた機能は引き続き維持することが必要 ○ また、現状でも資金調達に苦慮している団体が存在している中、金融環境の著しい悪化など、資金の独自調達が困難な場合においても、共同調達の仕組みを構築するなどにより、低利で安定的に資金調達ができる仕組みを確保することが重要 ○ したがって、本貸付金は当分の間、存続することとし、府と市町村が連携して低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討をすすめる | 速やかに検討 | (低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築に向けた検討) | | | 総務部 市町村課 (財務部財政課) |
| | | | | (22年度) ・金融機関や市町村等の意見を踏まえ、府と市町村が共同で資金調達するために必要な条件等を整理 (23年度～24年度) ・仕組みの構築に向け検討を進め、実施の可否を判断 ・共同調達に向けた課題の抽出 (25年度) ・低利で安定的に資金調達できる仕組みの構築について検討したが、現在の金融環境や市町村の実情を踏まえると、ただちに共同調達などの仕組みの構築が必要な状況ではない。 ・今後の方向性として、市町村の実情を踏まえ、当面は市町村の公共施設の整備にかかる臨時的な財政需要をサポートするセーフティネットとしての機能は維持しつつ、安定的に資金調達できるよう適切な助言を行うこととした。 | | | |
| | | | | 実施済 | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 | |
|--|-------------------|---|---------------------------------------|--|-------|----|-----------------|-----|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | | |
| 3 | 私学助成 (経常費助成など) | <p>【私学助成について】</p> <p>○ 厳しい財政状況を踏まえれば、今ただちに経費節減を緩和することは非常に難しい状況 このため、公立学校教育の経費節減等の取組みも踏まえ、プログラム案で実施している経常費助成単価引下げ等の節減の取組みは、継続を検討せざるを得ない</p> <p>※ 「従来ルールによる単価」×幼稚園▲2.5%、小中学校▲25%、高校・専各▲10%</p> <p>※ 従来ルールによる単価 「国標準額」(国補助単価+交付税単価)と「標準教育費(公立1人あたり経費)の1/2」のいずれか低い方</p> <p>○ また、制度創設以降の社会経済情勢等の変化や国制度の充実などにより、府としての補助目的や効果に変化がみられる補助メニュー(私立幼稚園3歳児保育料軽減補助、専修学校専門課程振興補助)を見直し、政策目的を明確化した事業へと再構築 さらに、専修学校高等課程への経常費助成については、他府県水準を上回る助成効果の有無等を検証の上、現行助成水準の継続の可否を判断</p> <p>○ なお、高等学校については、公立・私立高校における学校間の競争条件を整え、エンドユーザーである生徒・保護者の学校選択の自由度をさらに拡大する観点から、現状でも全国No.1の突出した水準(2位 東京都の予算額の1.5倍)である授業料支援補助金(22年度創設)のさらなる拡充を検討する あわせて、選択と集中の観点から、公立での受け皿がある小中学校に対する経常費助成のあり方など、私学助成全体について検討を行う</p> | 23年度 「専修学校高等課程の経常費助成」の効果は、23年度以降検証 | (経常費助成単価引き下げ等継続の検討) | | | 府民文化部 私学・大学課 | |
| | | | | (23年度) ・選択と集中の観点から、経常費助成単価の引下げの取組みを継続 (小学校▲25%、中学校▲25%、高校▲10%) | | | | 実施済 |
| | | | | (補助メニュー見直し・再構築) | | | | 実施済 |
| (22年度) ・私立幼稚園3歳児保育料軽減補助について、22年度末で見直し (23年度) ・預かり保育の拡充事業(大阪スマイル・チャイルド事業)として再構築 ・専修学校専門課程振興補助について、政策目的を明確化し、産学接続教育等の推進を図る補助事業へ再構築 ・「専修学校高等課程の経常費助成」は、大都市圏における専修学校高等課程の役割や他府県水準等を踏まえ、現行の助成水準を継続 | | | | | | | | |
| (授業料支援補助金など私学助成の検討) | | | 実施済 | | | | | |
| (23年度) ・中学校卒業時の進路選択段階で、公立高校・私立高校・高等専修学校の自由な学校選択の機会を提供するため、授業料支援の補助対象を所得中間層まで拡充する ① 所得中位の世帯(年収めやす610万円未満)の生徒まで授業料無償 ② 生徒の70%(年収めやす800万円未満)までは保護者の授業料負担10万円 | | | | | | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|---------------------------|---|--|--|-------|----|--|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 3 | ※つづき 私学助成 (経常費助成など) | <p>【 府立高等学校について 】</p> <p>○ 高校教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っているなか、府立高等学校についても、23年度に開設される進学指導特色校をはじめ、「がんばる高校」を評価・応援する一方で、さらなる効率的運営が求められることは言うまでもない</p> <p>○ このため、授業料無償化に加えて、学校事務の集約化、IT化等による効率的な事務執行を推進することにより、学校事務運営体制を見直す</p> <p>○ また、11年度以降、社会経済情勢の変化や、学習ニーズの多様化に対応するため、特色づくり・再編整備や学区再編等を計画的に推進してきた。 今後、当面は、中学校卒業者の増加が見込まれるが、少子化の進行により、数年後には再び生徒減少期に入る見込み。加えて、公私間の競争条件の整備を今後すすめることによって、公私間の生徒の流動化がすすむことも考えられる。こうした背景を踏まえ、府立高等学校の再編整備の考え方を検討</p> | <p>体制見直し23年度着手 再編整備の考え方検討 23年度着手</p> | <p>(学校事務運営体制の見直し)</p> <p>・23年度から、各府立高等学校の全・定課程別にそれぞれ事務職員1名(全体で150名、人件費約15億円)の定数削減を行なった。 ※運営体制見直しに伴う定数削減は、既定の削減計画(中期計画)の内数</p> <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | <p>教育委員会 事務局 教育振興室 高等学校課 教職員室 教職員人事課</p> |
| | | | | <p>(府立高等学校再編整備の考え方検討)</p> <p>(23年度) ・今後の中学校卒業生数の動向や入学者選抜の状況などを踏まえ、23年度から検討を開始した</p> <p>(24年度) ・有識者会議を設置し、府立高校の将来像について議論する中で、再編整備の考え方についても検討。その報告を踏まえて、再編整備方針を策定した</p> <p>・新たな大都市制度移行時にあわせて、大阪市立高校の広域自治体への一元化については、大阪市との間でクリアすべき課題を整理した</p> <p>(25年度) ・再編整備方針に基づき、26年度から30年度までを計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定した</p> <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府立高校、市立高校》の関連項目】</p> <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|-----------|---|--------------------|--|-------|----|-----------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 4 | 大阪府育英会助成費 | <p>○ 育英会奨学金貸付は、国の高校授業料実質無償化や、府の授業料支援補助金と一体的に運営していることから、高校等授業料無償化施策の影響や他府県の水準も踏まえ、授業料支援補助金を含めたトータルの修学支援策を検討するなかで、奨学金制度が持続可能で、より効果的な制度となるよう再構築を図る</p> <p>○ 府では、授業料支援補助金の拡充を検討することとしているが、その場合、奨学金の貸付総額の縮減が見込まれる。奨学金制度の持続的な運営のためには、こうした縮減とあわせて、貸付内容の見直し検討のほか、滞納対策など債権管理の強化が必要</p> <p>○ 具体的には、奨学金貸付について、今後、授業料支援補助金の拡充とあわせて奨学金制度を構築するなかで、修学支援策として最も有効となるよう貸付上限額や対象の見直しを検討。また、入学資金貸付について、国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金の貸付への重点化を検討</p> <p>○ 債権回収におけるサービスの活用について、費用対効果等を踏まえ検討</p> <p>○ これらについては、24年度以降の実施を目的に検討</p> | 24年度以降実施を 目的に検討 | (奨学金貸付について、上限額や対象の見直しを検討) | | | 府民文化部 私学・大学課 |
| | | | | <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料支援補助金拡充により、奨学金貸付は大幅縮減見込 ・公私を問わない自由な学校選択を支援する観点から所得基準を引上げ <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得基準：現行 年収800万円→1,000万円へ引上げ ・対象：私立高校、専修学校高等課程等（貸付限度額24万円） <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |
| | | | | (入学資金貸付について、高校等入学資金の貸付への重点化を検討) | | | |
| | | | | <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度により貸付実施(対象:24年度入学生) ・高校等入学資金貸付への重点化(対象:25年度入学生～) <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |
| | | | | (サービスの活用について検討) | | | |
| | | | | <p>(22年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な活用手法を見極めるため費用対効果を検証中 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証結果を踏まえ、遠隔地、困難事案について活用 <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|-----------|--|-------------------|---|-------|----|----------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 5 | 福祉医療費助成制度 | <p>○ 福祉医療費助成については、すべての都道府県で実施されており、事実上ナショナル・ミニマムとなっている現状を踏まえ、国において制度化されるよう引き続き強く要請</p> <p>○ しかし、医療のセーフティネットとして必要不可欠なこの制度を、国による制度化までの間は、地方単独で持続させていかなざるを得ず、対象者の増加、医療費の増嵩や厳しい大阪府の財政状況にあって、制度の維持継続のためには、給付と負担のあり方など不断の見直しが必要 そのため、医療保険制度の自己負担を軽減する福祉医療費助成制度の趣旨を踏まえて、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について再検討を行う</p> <p>○ また、乳幼児医療制度については、市町村が先行して実施してきた経緯もあり、現在も子育て施策の一環として対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を市町村の判断で実施されていることも踏まえた上で、そのあり方を検討</p> <p>○ 今後、障がい者自立支援医療制度、後期高齢者医療制度など、国における医療保険制度等の検討状況を見据えつつ、医療が必要な方に対する支援として府が実施すべき医療費助成制度の「守備範囲」を明確化した上で、以上のような観点による検討結果を踏まえ、25年度実施を目的に抜本的な見直しを図る</p> | 随時 | <p>(国への制度化要請)</p> <p>(22年度～24年度) ・厚生労働省に対し、福祉医療費助成制度の国における制度化に関する要望を行った (25年度) ・引き続き、厚生労働省に対して要望を行う</p> <p>※取組内容及び制度改善状況は、「2. 国への制度提言」(2) 社会保障制度の項目番号7を参照</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p> | | | 福祉部 国民健康保険課 |
| | | | 25年度実施を目的に抜本的な見直し | <p>(制度のあり方についての再検討)</p> <p>【福祉医療費助成制度に関する研究会の開催】 (22年度～23年度) ・制度の実態について検証、今後のあり方について研究するため、実施主体である市町村とともに設置している同研究会を開催 (24年度) ・同研究会において検討してきたが、現時点では安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立たないことから、25年度における抜本的な見直しについては、一旦見合わせることにした ・国における医療保険制度等の見極めができた段階で、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、引き続き、持続可能な制度の構築に向け改めて検討していく (25年度) 同研究会において、次の通り確認した ・社会保障制度改革の方向性は見えてきたものの、未だ、安定した医療保険制度や国の公費負担制度の見通しが立っておらず、一部、先行して見直しを実施しても再度の見直しが避けられない ・国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果を踏まえ、持続可能な制度の構築に向け改めて検討するが、スケジュール的には26年度の抜本的な見直しの実行は困難である</p> <p>【検討スケジュール】 (22年度) ・乳幼児医療費助成のあり方理念整理 ・新しい高齢者医療制度等が及ぼす、その他医療費助成制度への影響分析 (23年度) ・各制度の課題整理 ・具体的な基準設定に向けた理念整理 (対象年齢、障がい種別、所得制限等、対象者のあり方) (助成の範囲、自己負担等、給付と負担のあり方) (24年度) ・福祉医療費助成制度を取り巻く情勢分析 ・24年度におけるまとめ (25年度～) ・国における医療保険制度等を見極めつつ、研究会でのこれまでの検討結果等を踏まえ、引き続き、持続可能な制度の構築に向け改めて検討していく</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|-------------------|---|----------|---|-------|----|---------------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 5 | ※つづき 福祉医療費助成制度 | ○ なお、制度のあり方とは別に、23年度当初から、国の公費負担医療制度の優先的な適用の厳格化や、事務処理の効率化による経費抑制に取り組む | 23年度から着手 | (国制度の優先的な適用の厳格化や、経費抑制への取組み) | | | 福祉部 国民健康保険課 |
| | | | | <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年6月 府内の医療機関に対して公費負担優先順位適正化に係るパンフレット・ポスターを作成・配付 ・公費負担医療優先化に向けた広報・啓発に取り組み適正な運用を図ることによる、事業費抑制効果(老人・障がい) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国公費が優先的に適用されることにより通年ベースで3億円削減(見込) ・市町村補助金算定期間変更による予算執行の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 年度内の補助金精算を行うことにより通年ベースで6億円削減(見込) <p>(24年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費負担優先順位適正化及び市町村補助金算定期間変更による予算執行の効率化に引き続き取り組む <p>【 効果額(百万円) H23:850、H24:900、H25:900 】</p> <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |
| 6 | 中小企業向け制度融資 | <p>【中小企業の元気アップ】</p> <p>⇒ 府は預託を通じて企業を支援</p> <p>○ 熱心な金融機関と府保証協会を担い手とする新たな政策融資を創設</p> <p>○ 政策目的に応じた金利優遇による成長支援融資を継続</p> <p>【金融セーフティネット】</p> <p>⇒ 府は信用補完を維持し、必要なときに借りられる環境を整える</p> <p>○ 府は損失補償を通じて府保証協会とともにセーフティネットを支える</p> <p>○ 融資資金の調達には金融機関に委ね、府による預託は廃止</p> | 23年度 | (中小企業の元気アップを後押しする新たな政策融資の創設) | | | 商工労働部 中小企業支援室金融課 |
| | | | | <p>○中小企業支援に熱心な金融機関が主体的に商品設計した金融機関提案型融資を23年度に創設するとともに、経営改善・事業拡大等により経営力アップを図る中小企業者を支援するため経営力強化資金を24年12月に創設した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度融資枠 2,000億円 ・金融機関提案型融資について、預託を行い金利軽減を実施 ・23年4月から導入された責任共有制度の保証協会のリスク負担に対応するため、24年度から大阪府保証協会への損失補償を実施 <p>○府の推進する施策と連携した成長支援型融資制度を継続実施(開業サポート資金、小規模企業サポート資金、チャレンジ応援資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度融資枠 400億円 ・預託を行い低利固定金利(1.4%~1.6%)を実施 ・足腰の強い中小企業づくりを進めるため「金融と経営支援の一体化」を推進し、開業サポート資金(地域支援ネットワーク型)を24年度に創設し、頑張る中小企業を支援 <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |
| | | | | (金融セーフティネットを支える環境整備) | | | |
| | | | | <p>○セーフティネット資金として経営安定資金を継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度融資枠 3,000億円 ・制度の持続可能性を維持するため、金利は金融機関所定金利とし、23年度以降の新規承諾分に対する預託を廃止 ・必要なときに借りられる環境を整備するため、100%保証を維持するとともに、保証協会への損失補償を継続した <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|--------------------------|--|----------|--|-------|----|-----------------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 6 | ※つづき 中小企業向け制度融資 | 【府保証協会に対する損失補償の見直し】 ○ 他府県比較や社会経済情勢を踏まえ、府の負担割合を見直し | 23年度 | (大阪府保証協会に対する損失補償負担割合の見直し) | | | 商工労働部 中小企業支援室金融課 |
| | | | | <p>・23年4月から導入された責任共有制度の保証協会のリスク負担に対応するため、24年度からチャレンジ応援資金について大阪府保証協会への損失補償を実施</p> <p>・セーフティネット資金の損失補償負担割合に関しては、他府県比較や保証協会の経営状況等を勘案し、25年度から府の負担割合を引き下げることとした(15%→10%)</p> <p style="text-align: center;">実施済</p> <p>(参考)【大阪府市統合B項目《府保証協会、市保証協会》の関連項目】</p> | | | |
| 7 | 小規模事業対策費・ 経営力向上緊急支援事業 | ○ 民間専門家による「経営力向上緊急支援事業」を新設し、同一の条件下でエンドユーザー(小規模事業者)が商工会等と民間専門家を選べるようにする ○ カルテ方式を導入し、支援対象事業者毎に、 ①課題把握⇒②具体的支援メニューの実施⇒ ③支援結果の把握までの支援過程の記録を行い、支援実績や成果を『見える化』 ○ 支援メニューを標準化し、その単価を設定することで、実績に応じた補助を実施 | 22年度着手 | (経営力向上緊急支援事業の新設) | | | 商工労働部 中小企業支援室経営支援課 |
| | | | | <p>○22年6月より実施 【今後の方針】</p> <p>・これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上するなど、所期の目的を達成したことから、経営力向上緊急支援事業は24年度末をもって終了</p> <p>・25年度は、本事業の検証結果を踏まえ、商工会等と民間専門家との連携により、支援メニューとしての「専門家を活用した経営相談」を強化し、それぞれの強みを活かした、より効果的な支援サービスを提供</p> <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |
| | | | | (支援実績や成果を『見える化』) | | | |
| | | | | <p>○22年4月より実施 【今後の方針】</p> <p>・小規模事業対策費について、これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上してきており、引き続き、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめていく</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p> | | | |
| | | | | (支援メニューの標準化) | | | |
| | | | | <p>○22年4月より実施 【今後の方針】</p> <p>・小規模事業対策費について、これまでの取り組みにより、利用者の満足度が向上してきており、引き続き、より効果的な事業として公的な支援サービスの改善をすすめていく</p> <p style="text-align: center;">実施・継続</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|--------------------|--|----------|---|-------|----|--|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 8 | 公営(公的)住宅への行政投資のあり方 | <p>【基本理念】</p> <p>○ 府営住宅の供給を中心とした政策から、住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換</p> <p>住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める</p> <p>【府営住宅の基本的な将来方向】</p> <p>○ 住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは活用することを基本に、長期的な視点から世帯数の減少動向や市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす</p> <p>府営住宅のセーフティネットとしての役割は、今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる</p> | 随時 | <p>(将来のストック戸数の半減、府営住宅を活用した多様なサービスの提供など)</p> | | | 住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課 住宅経営室 福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室 障がい福祉室 高齢介護室 子ども室 |
| | | | | <p>○住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、住宅セーフティネット施策の検討を実施 (23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等を対象に、府営住宅団地における事業展開の可能性についてマーケットリサーチを実施 ・マーケットリサーチの結果を踏まえ、府営住宅の用地を活用したサービス付き高齢者向け住宅や福祉施設等の導入に向けた枠組みの検討を行い、アクションプログラム(案)を策定し、施設等の導入に着手した ・24年3月に「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」を改定し、今後の住宅セーフティネット施策について、民間賃貸住宅市場を含めた住宅市場全体で展開を図るとともに、府営住宅については、量的な縮小を図ることを位置付けた (24年度・25年度) ・住宅市場全体を活用した住宅セーフティネットの構築に向け、低所得者向けの家賃補助等によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進や、大阪あんしん賃貸住宅の登録促進、行政と不動産関係団体とのネットワークの構築などの取組みを実施 <p style="text-align: center;">実施・継続</p> | | | |
| | | | | <p>(府営住宅ストック総合活用計画の改定)</p> | | | |
| | | | | <p>(22年度～23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行い、その結果を踏まえストック総合活用計画(素案)を作成し、23年9月にパブリックコメント実施 ・23年12月にストック総合活用計画をとりまとめ、23年度内公表 <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | 住宅まちづくり部 住宅経営室 |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|----------------------------|---|----------|---|-------|----|-------------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 8 | ※つづき 公営(公的)住宅への行政投資のあり方 | <p>※つづき 【基本理念】</p> <p>○ 府営住宅の供給を中心とした政策から、住宅市場全体で、府民の安心居住と活力を創造する新たな住宅政策に転換 住宅セーフティネットについては、税の公平性の観点も含め、今後創設が望まれる住宅バウチャー制度なども利用しながら、住宅市場全体のストックを活用し、確保に努める</p> <p>【府営住宅の基本的な将来方向】</p> <p>○ 住宅としてのストックは、今後の必要数を見極める中で耐震化を実施するとともに、良質なものは活用することを基本に、長期的な視点から世帯数の減少動向や市場全体の状況を勘案し、総合的に施策を展開。これらにより、将来のストック戸数の半減をめざす 府営住宅のセーフティネットとしての役割は、今後、福祉部門と連携したソフト・ハードでの対応をすすめるとともに、地域経営の主体である基礎自治体等が自らの意思により、ストックとしての府営住宅を活用して多様なサービスを提供できるよう制度を構築し、移管をすすめる</p> | 随時 | <p>(府営住宅資産を活用した市町とのまちづくり(市町移管))</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 23年4月に府としての基本的考え方を全市町に説明し、23年6月に市町との研究会を設置 23年8月末に研究会中間報告のとりまとめ、23年12月に最終とりまとめ、24年1月公表 (研究会報告書 まとめ) 府営住宅資産を活用したまちづくりに、府と市町が連携して取り組むべき 移管についての具体的な協議は各市町と府が対等な立場で個別に進めるべき <p>(24年度・25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町移管に関しては、24年6月に府市統合本部において、「大阪市内の府営住宅を大阪市に移管」との基本的方向性(案)をとりまとめ、戦略本部会議において府としての方針決定を行った。現在、移管条件の協議調整、移管対象財産の調査等を行っているところ 「府営住宅の再編整備推進プロジェクト」として、24年度から3か年で、府営住宅の所在する全38市町と、府営住宅を活用したまちづくり協議の場(まちづくり会議)を設置する。33市町と設置済(26年3月31日見込) <p style="text-align: center;">実施・継続</p> <p>(参考)【大阪府市統合A項目《公営住宅》の関連項目】</p> | | | 住宅まちづくり部 住宅経営室 |
| | | <p>【特別会計の導入】</p> <p>○ 府営住宅のフルコストを管理する特別会計を設置し、自律的な住宅経営を展開。導入にあたっては、一般会計との繰入ルールを整理</p> | 24年度 | <p>(特別会計の導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した事業運営等に向けて、一般会計からの繰入ルールの整理・検討を行い、24年度から特別会計を導入 <p style="text-align: center;">実施済</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|--------------------------------|--|---|--|-------|----|---|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 8 | ※つづき 公営(公的)住宅への 行政投資のあり方 | 【建替え必要度の精査等】 ○ 高度経済成長期に大量に建設した住宅ストック(約7.3万戸)を中心に、建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討 | 随時 | (建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討) | | | 住宅まちづくり部 住宅経営室 |
| | | | | (22年度～23年度) ・府営住宅の建替え必要度合いの精査、ストック活用の検討を行い、その結果を踏まえストック総合活用計画(素案)を作成し、23年9月にパブリックコメント実施 ・23年12月にストック総合活用計画をとりまとめ、23年度内公表 | | | |
| | | | | 実施済 | | | |
| | | | | (管理コストなどの見直しや一層の収入確保等) | | | |
| | | 【管理コストなどの見直しや一層の収入確保】 ○ さらなるコスト圧縮の努力・建設・管理水準の適正化・指定管理者制度のモデル地区拡大(23年度)、本格実施(24年度)一層の収入確保・低利用地の有効活用・売却(未利用駐車場の時間貸し等)・民間事業者も活用した高層化建替えにより活用用地を創出し売却 | (管理コストの見直し等) 随時 | ・活用用地の創出、低利用地の有効活用については、計画的に取り組みを進め、同プランにおける府有財産の活用・売却による取組額の歳入確保に努める ・建設コスト削減や指定管理者制度の導入、定期点検や改善事業にあわせた修繕の実施など、建設・管理のコスト削減に努めた | | | |
| | | | | 実施済 | | | |
| | | | (指定管理者制度の導入) 23年度モデル地区拡大 24年度本格実施 | (指定管理者制度の本格実施) | | | |
| | | | | ・23年度モデル地区拡大については、22年度中に指定管理者を選定し4月から指定管理業務を開始 ・24年度からの本格実施に向けて、モデル実施地区を除く府全域を対象として、23年7月から指定管理者の公募、選定を行い、23年12月に府議会の議決を経て指定管理者を指定した ・24年4月から本格実施 | | | |
| | | | | 実施済 | | | |
| | | 【国への制度提言】 ○ 管理戸数未滿での建替えや用途廃止に係る明渡し請求権の付与・借上げ公営住宅や住宅バウチャー制度等 | 随時 | (国への制度提言) | | | 住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課 住宅経営室 福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室 |
| | | | | ・22年度から24年度に国(国土交通省等)に対し、建替えや用途廃止に係る明渡し請求権の付与に関する要望を行った ・24年3月、住宅バウチャー制度について、国に対して制度提案を実施 ・24年6月 国の生活困窮者対策の検討の場で、住宅バウチャー制度について提示 ・24年7月に、住宅セーフティネットの確立・強化へ向け国への提案・要望を実施 ・住宅バウチャー制度については、国へ提案を行ったものの、財源の確保など、さらに検討を要する点も多く、すぐに制度創設に至る状況にないが、今後も機会を捉え、国へ働きかけを行う ※取組内容及び制度改善状況は、「2. 国への制度提言」(3)その他の制度提言の項目番号1を参照 | | | |
| | | | | 実施・継続 | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|----------|--|----------|--|-------|----|----------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 9 | 警察職員待機宿舎 | <p>○ 待機宿舎の整備計画の策定にあたっては、既存ストックの活用を図るなど、可能な限り整備戸数を抑制するとともに、民間活力の導入など様々な手法を検討し、整備費用の抑制を図る</p> <p>○ 賃料については、入居者の行動制限の状況や整備コストなどを踏まえ、引き続き適正水準に設定</p> | 随時 | <p>(整備費用の抑制)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度に策定した整備計画を元に、大阪府にとって最も経済的かつ入居者負担の軽減も可能な手法を導入し、売却予定地活用も含め整備費用の抑制を図るための整備手法を検討 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備手法の検討結果を踏まえた上で課題を整理し、取り組みを進める <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の統廃合による財源確保に留意した整備のあり方を検討 検討結果を踏まえ、「大阪府待機宿舎整備基本計画」を策定。今後は同計画に基づき新規整備・改修・廃止・売却 <p style="text-align: right;">実施・継続</p> | | | 警察本部 総務部施設課 |
| | | | | <p>(賃料について、引き続き適正水準に設定)</p> <p>(23～24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適正な水準に設定するため検討 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備に要した費用や今後の改修費に見合う水準に改定(26年4月から実施) <p style="text-align: right;">実施・継続</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|--------------|---|----------|--|----------------|----|---------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 10 | 公共施設(インフラ)関連 | <p>【建設から維持管理への重点化】</p> <p>○ 都市基盤整備の見直し 将来の建設事業を圧縮。即効性や実現可能性等の観点から、道路整備や治水対策等の考え方を見直し、さらなる選択と集中により事業を推進</p> <p>(道路等の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 物流の効率化や広域連携の強化、安全・安心の確保、早期に効果発現が可能であるなどの観点から重点化し、今後の整備計画を策定するとともに、将来の必要性、実現性を考慮して、未着手である道路等の都市計画について、見直しをすすめる <p>(治水対策及び土砂災害対策の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人命を守ることを最優先としつつ、府内一律に定めていた治水目標を見直し、河川氾濫や浸水の程度により判定した危険度の大きさに応じて各河川ごとに定めるとともに、今後の整備計画を策定 | 随時 | <p>(道路等の見直し)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今後の道路整備の重点化方針」に基づき、概ね30年先を見通しつつ当面の10年間の道路整備計画を検討し、「都市整備中期計画(案)」としてとりまとめ 都市計画道路の見直しについては、5市2町において延長約18kmの都市計画を廃止 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市整備中期計画(案)」に位置付けた事業を、着実に進めていく 休止中や新規の事業については、必要性の増大、早期効果発現などの観点から、事業再開、新規着手を見極めていく 都市計画道路の見直しについては、6市2町において延長約26kmの都市計画を廃止 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直しについては、18市において延長97kmの都市計画を廃止 <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の見直しについては、関係市町と協議し、変更案がまとまった段階で速やかに都市計画の変更手続きを実施 <p style="text-align: center;">実施・継続</p> | 都市整備部 事業管理室 | | |
| | | | | <p>(治水対策及び土砂災害対策の見直し)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市インフラ政策の中長期的展望として重点施策等を定める「都市整備中期計画(案)」を年度末に策定するにあたり、「今後の治水対策の進め方」や「今後の土砂災害対策の進め方」を踏まえ、情報提供や避難等のソフト対策も合わせた「10年間の行動計画」を順次策定 榎屋川流域など30河川で当面の治水目標の見直しを実施 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石津川等33河川で当面の治水目標を見直し。河川整備計画を順次策定 有識者意見等を踏まえた「今後の土砂災害対策の進め方」を策定し、ソフト・ハードを併せた総合的・効率的な施策を推進 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神崎川等31河川で当面の治水目標を見直し。河川整備計画を順次策定 <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き河川の当面の治水目標を見直し、河川整備計画を順次策定する <p style="text-align: center;">実施・継続</p> | | | |

| 番号 | 事業名 | 見直し方向性 | 見直しの実施時期 | 取組状況及び今後の予定 | | | 担当部局・室課 |
|----|----------------------|---|----------|--|-------|----|----------------|
| | | | | 検討 | 方針決定等 | 実施 | |
| 10 | ※つづき 公共施設(インフラ)関連 | <p>【維持管理費への重点化】</p> <p>○ 都市基盤施設の効率的な維持管理(維持管理費に重点化) 将来世代に良好な状態でインフラを引き継ぐため、「維持管理の戦略」の策定</p> <p>(「維持管理の戦略」の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度成長期に整備したインフラを計画的に効率よく補修・更新する必要がある。施設の長寿命化、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を着実にすすめるため、予防保全の観点をさらに重視した「維持管理の戦略」を策定 <p>(維持管理財源の充実確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理の中でも、多額を要する維持補修については、地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう国に提言 | 随時 | <p>(維持管理の戦略策定)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市基盤施設全体の今後の補修更新需要見込みに対し、橋梁、水門、岸壁等の予防保全対策により長寿命化を図った場合の財政縮減効果額を試算済 都市インフラ政策の中長期的展望として重点施策等を定める「都市整備中期計画(案)」の策定と並行して、予防保全対策の強化を中心とした「維持管理の戦略」を策定 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防保全対策の強化を中心とした「維持管理の戦略」を実践 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予防保全対策の強化を中心とした「維持管理の戦略」を実践 大都市特有の課題を踏まえた「都市基盤施設の維持管理・更新に関する長寿命化計画(仮称)」を策定するため、学識者からなる「都市基盤施設維持管理技術審議会」を設立 <p>【25年度取組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁については、野崎跨線橋など41橋で工事完了(予定) 河川施設については、太間排水機場等3箇所の工事完了(予定) 港湾施設については2地区の岸壁で工事完了(予定) <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市基盤施設の維持管理・更新に関する長寿命化計画(仮称)」を策定し、かかる計画を包括した「維持管理の戦略」を実践 <p style="text-align: right;">実施・継続</p> | | | 都市整備部 事業管理室 |
| | | | | <p>(維持管理財源の充実確保)</p> <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市インフラ政策の中長期的展望として重点施策等を定める「都市整備中期計画(案)」の策定と並行して、継続的に検討 23年度当初予算において、段階的に必要な財源の充実確保を行い、予防保全対策の強化を中心とした維持管理費の重点化を実施 <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24年度当初予算においても、段階的に必要な財源の充実確保を行い、引き続き予防保全対策の強化を中心とした維持管理費の重点化を実施 <p>(25年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24年度当初予算においても、段階的に必要な財源の充実確保を行い、23年度から25年度の3か年で段階的に90億円の必要額を確保 <p>【今後の取組み方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方債を含め、必要な財源を充実確保できるよう引き続き国に要望 <p style="text-align: right;">実施・継続</p> | | | |